

18. チェコ

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

廃棄物法 2001 年法令集 No.185(第 8 部及び環境省令第 352/2005 号)は、WEEE 指令の要求事項をすべて取り入れている。チェコにおいても一人当たりの WEEE 回収目標は 4kg に設定されており、2008 年に達成している。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

廃棄物法 2001 年法令集 No.185 によると、法令が定める義務に違反した場合、強制的に罰金が科される。この場合、処罰の上限は 5,000 万コルナとなっている。法令が定める義務の非遵守には、法的な救済措置(是正措置)が適用されない。チェコ環境検査局の権限には、商品などを保管する責任は含まれておらず、EU 以外の国から商品が輸入される場合は、税関当局の責任となる。同法が過去に生産者に課した罰金の最高額は、35 万コルナだった(第 37n 条及び廃棄物法第(3)項の規定違反)。環境省が定める適切な集団システムが、古い電気・電子機器を助成するための分担金を支払わなかったのが、その理由である。

WEEE の不法な廃棄に対する罰金の最高額は 45 万コルナであった。処罰の重さは、環境に対する危険度や、それぞれのケースに付随した状況(例えば、政府への協力、状況の改善の証拠、類似したケースでの行政の処理のなど)次第で、行政の裁量に基づいて決定される。

b. RoHS 罰則規定

法令が定める義務に違反した場合、罰金が科される。罰金の上限は最大 5,000 万コルナである。この場合、チェコ環境検査局は救済措置を提供できない。

c. WEEE 国内法違反の事例

06 年～08 年の間に、製造者に対する 153 回の検査と販売業者に対する 88 回の検査が行われ、内 35 回が WEEE に違反していた。各年のチェコ環境検査局の業務の最終報告(EEE 及び WEEE 指令の問題を含む)は、ウェブサイト www.cizp.cz でも参照することが可能である。

d. RoHS 国内法違反の事例

RoHS 指令違反に対する管理手順はない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認**a. 必要書類**

税関において RoHS 対応の確認を行っていないため、通関時は一般的な通関書類のみが必要となる。

b. 税関での検査、確認方法

税関において RoHS 対応の確認を行っていない。

c. 検査にかかる期間、コスト

税関による確認期間は、製品の性質と数量、事業の種類、必要書類の提出の有無、などによって異なる。確認は無料であるが、法律違反が発覚した場合は当然罰金の対象となる。

d. RoHS 対応違反時の対応

RoHS 対応を証明する書類の提出が要求されたにもかかわらず、提出されない場合は、製品は税関当局の監督の下に、再輸出、処分、又は税関が認可した別の方法で処理されることもある。廃棄物法(Law on Waste)の違反については、チェコ環境検査局による処罰がある。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関**

政府側の責任官庁は、チェコ共和国環境省である。義務履行のチェックは、チェコ環境検査局が行う。

② 回収の仕組み

チェコでは、拡大生産者責任原則を完全に実施しているため、回収は製造業者及び製造業者が認可コンソーシアム（集団システム）の責任である。回収ネットワークは、地域(地方自治体又は地方政府が設置する廃棄物集積所)と、電気・電子機器の販売業者・販売店及び行政事務所が指定する区域から成る。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

廃棄物法 2001 年法令集 No.185 第 54 条によると、

- ・ チェコにおいて発生した廃棄物は優先的に国内にて処理する。
- ・ チェコに廃棄物を処理の目的で持ち込むことは、隣国において自然災害あるいは緊急事態のために生じた廃棄物を除いて、禁止されている。
- ・ チェコにおいて発生した廃棄物は、優先的に国内で利用するが、他の EU 加盟国にて利用する場合はこの限りではない。廃棄物の輸送が国内を通過する場合は、必ず環境省に連絡しなければならず、環境省が承認の可否を決定する。この手続きは、欧州委員会の廃棄物輸送規則第 39 条に準じる。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

チェコ共和国の環境省では、6 つのコンソーシアム(集団システム)を公認している。

- ・ ASEKOL s.r.o.
- ・ EKOLAMP s.r.o.
- ・ ELEKTROWIN a. s.
- ・ OFO - Recycling s.r.o.
- ・ REMA Systycling s.r
- ・ RETELA, s.r.o.

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

チェコ共和国内には、2 種類の WEEE 再生費用がある。第 1 種(PHE)は、いわゆる「ビジブルフィー」と呼ばれるもので、2005 年 8 月 13 日以前に上市された古い電気機器（旧製品）のリサイクルと廃棄に課せられる。この費用は、販売業者の請求書あるいは領収書に明記が必要で、消費者は電気・電子機器を購入する際に全額価格に転嫁される。第 2 種(PNE)は、2005 年 8 月 13 日以降に上市された新しい電気・電子機器（新製品）の処分の負担を表わす費用である。PNE は、電気設備の製造業者又は輸入業者によって直接支払われる。また、生産者又は輸入業者は、管理とコミュニケーションのために、コンソーシアムに対し、システム・フィーを支払う。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

製造業者がコンソーシアムに参加している場合、環境省への登録、WEEE の回収及び処理は、コンソーシアムと製造業者によって可能になる。製造者はどれだけの製品が上市され、PNE 及びシステム費用を支払っているかをコンソーシアムに報告するだけで良い。また複数のコンソーシアムのメンバーになることは可能である。

一方で、環境省は WEEE 回収システム全体の運用にかかるコストを著しく高価にしている。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ チェコ共和国環境省／第 720 項 20 廃棄物に関する項
- ・ RETELA(集団システムの管理者であると同時に、チェコ共和国産業運輸組合の会員であるチェコ・モラヴィア電気・電子機器協会が 100%出資する子会社である)。また、事業内容によっては、前述のチェコ共和国の集団システムのいずれにも連絡が可能。
- ・ Deloitte Advisory s.r.o. (コンサルティング及び諮問会社)
- ・ ETC Consulting (ECO コンサルティング会社)